

『竹島紀事』享保11年(1736)対馬藩編集 元禄6年(1693)5月～元禄12年(1699)までの
古文書収録記録

江戸時代における対馬藩

- 一 対朝鮮貿易を独占
- 二 朝鮮国と唯一交渉口を保有
- 三 釜山の和館に貿易外交の施設を持つ
- 四 朝鮮通信使の先導役

1、発端

元禄5年(1692)3月27日竹島(現在の蔚陵嶋)で朝鮮人漁民20人ばかりと遭遇。
翌年の元禄6年(1693)4月17日再び遭遇し、朝鮮人安龍福、朴於屯を鳥取へ連れ帰る。
4月27日米子着

① 対馬藩への幕府命令 元禄6年(1693)6月5日

長崎へ送り出す兩人を受け取り、対馬経由で朝鮮へ帰し、なお、今後、竹島への朝鮮人の入島禁止を告げる

② 安龍福の護送と受け取り

元禄6年(1693)5月7日鳥取出発、元禄6年(1693)6月晦日長崎到着、元禄6年(1693)9月2日対馬到着

2、対馬国正使多田與左衛門ら朝鮮へ渡海 元禄6年(1693)10月

藩主からの書簡携行し返簡書面作成の交渉開始⇒ 東萊の接慰官・訳官を通じての交渉
⇒元禄6年(1693)11月2日から

① 一島二名論 書面に蔚陵嶋、竹島の二島があるように記す→提案

朝鮮側訳官主張⇒ 海上には蔚陵嶋と竹島が存在する。蔚陵嶋であろうが、竹島であろうが朝鮮人の渡海は禁止である。書面から蔚陵嶋の文字が削除されると蔚陵嶋渡島禁止の名目も、蔚陵嶋の存在も失う

日本側正官主張⇒ 朝鮮は蔚陵嶋を空島政策(1417年2月から)にし、この島を捨てている。その島へ幕府も認めて渡島し、経済活動をして既に日本側に所属している。蔚陵嶋と竹島が同島であることを幕府が後に知ることになるのは明白であるゆえ、正式書面に二島論などで記述を拒否。書面から蔚陵嶋の文字削除を要求

* 元禄7年(1694)1.1月.1.6日国元から使者到来

* 元禄7年(1694)1.0月.2.7日對馬守(靈光院)死去

② 「犯越侵渉欠誠信之道」削除論争

朝鮮側強行主張の背後状況

一、朝鮮国政権【朝鮮の義、只今、南方、西方と申す党立ち候て、内乱朝夕のこと故、今日の仕置きは翌日変わり、諸役の交代不備これありの由にて御座候、しかるゆえ外国の事にも、中々一決仕らず候、かねて、申し上げ置き候ように、朝鮮の向きの義は大小事とも延引仕る事、国風にて御座候、この節の義、いよいよ以って急に埒明け候ように思し召し上げられ候ては事の敗れにもまかりなるべく哉と大切に存じ奉り候】

二、安龍福の朝鮮での証言

- A .江戸へ7日目に着いた
- B .自分たちを捕らえた者は不調法として斬罪になった
- C .江戸への道中大切に扱われ、衣服を貰い御馳走になった
- D .長崎への道中駕籠に乗り、左右から扇いで貰った、金銀も貰った
- E .長崎で對馬へ渡されたら金銀は取られ、散々な目にあう
- F .對馬へ行ったら囚人扱いであった
- G .江戸での様子から江戸の心は中々このよう(我々を大切に扱った事)である
- H .我々を囚人にして、再び島へ渡らぬようとの意見はひとえに對馬が云うことである

三、この供述を新政権が全面的に信用⇒ 對馬が島を日本の属島にし、公儀への忠節を見せようとしている⇒ 今回の強行書面の原因

【今度の義は彼方の了簡違ひ多くこれある事に候間、たとえ、延引仕り候とも、なにとぞ以って申し懸かりの疑いを晴らし公儀の御障りに罷り成らざる返簡を請取り差上げたく存じ奉り候】

- 正使側
- 安龍福の供述の誤りを指摘
 - 安龍福の供述は信用できない、再調査を要望
 - 返簡書内の「犯越侵渉」「欠誠信」の削除要求

交渉の硬直化

* 元禄8年(1695)4月正使へ帰国命令

我国を辱しめる言葉であり、使者の義理にても改めてくれなければ使者は覚悟を決め、死を致すと多田與左衛門の覚悟

③ 帰国に対して本国から

- 返簡書は「犯越侵渉」「欠誠信」の削除がないならそのまま置いて帰国の事
- 返簡書を要求されても削除なしなら返却しない事

- 交渉時の馳走分は削除なしならこれまでの馳走分は返進する事

3、対馬藩の決断

藩主の急死、膠着状態の交渉、多田與左衛門の決死の覚悟などで、進展を危ぶみ帰国に向けて元禄8年(1695)6月新正使杉村采女、都船主陶山庄右衛門を派遣決定

7月に渡海延期

対馬藩内で状況分析

- 現在の朝鮮国政権と前の政権を同一視してはいけない
- 対馬との交易にも影響し、差し止め発生の恐れあり
- 現状では解決は困難、解決時期は不明
- 正使多田與左衛門の自害の覚悟
- 今後両国の大事(普通でない重大事件)に至る可能性ある
- 物入りも多大な事に成る
- ◎ 藩論から公儀へ伺いを出し、解決を図ることに決する

4、対馬藩と幕府

- * 藩主宋形部少輔参府、対馬藩家老平田直右衛門上京 元禄8年(1695)10月発
- * 老中阿部豊後守への伺い
- * 平田直右衛門と用人三沢吉左衛門対談 (直右衛門が阿部邸を訪問、呼出しなど)
第一回11月25日以降、11月28日、12月6日、12月7日

①対馬藩の伺い

*朝鮮国の実情

【総じて朝鮮国の風潮は物事一度に埒明けず、軽き事にも再三申し談ぜず候ては埒明け申さず候、今度の義はなおまた、俄かには埒明け申す間敷く候間、もし、油断にて延々に罷り成り候ように思し召し上げ候ては如何に存じ候、此段能々仰せ上げ置き下され候】

*実情報告 直右衛門と用人の会談(内証にて)そのつど書面提出

- 竹島へ渡海した朝鮮人を送り返し、今後朝鮮人が渡海しないように申し入れた。
- 返簡の内容に「蔚陵嶋」の字があり、削除を申し入れたが、朝鮮側にも島への思い入れがあり、応じない為やり取りの内、対馬守が死去した。
- 送り届けた漁民が、因幡を江戸と思い、長崎までの道中の待遇と、対馬へ渡されてからの待遇の変化を、幕府の考えでなく、対馬が私了したと供述している。
- 竹島へいつから渡島したか定かではないが、五十九年以前ごろからではないか。
- 日本からは長く渡島している、それを朝鮮側は今まで不念(気がつかない)

のままでいた。

- 取次ぎ人とやり取りしても埒が明かないから日本人が行くことの出来ないところまで行って交渉した方がよいか。
- 朝鮮側がいい分を変えない場合でもいよいよ厳敷く続行していいか
- 朝鮮側がいい分を変えて書替えたならそのまま報告していいか
- 当方から言い分を続行してそれが通ればいいが、朝鮮側がさらに主張した場合どのように対処されるのか
- 幕府の仰せでの御用でしたことであるが、油断してはいないかと思われてはいけないので急々に差し出した

② 老中からの返答 元禄8年(1695)1.1.月.2.8.日

- 書付は読んだが、当月御用多取り込み故、12月に書面を1冊にして差し出すようにとの事を告げられる

③ 老中阿部豊後守と平田直右衛門との対談 元禄8年(1695)1.2.月.1.1.日 (内證)

<老中からの問い>

- 一、いつから竹島へ日本人は渡っているか。
- 二、蔚陵嶋と竹島は一島に間違いないか。
- 三、朝鮮側は外の島の事をいつているのではないか。

<直右衛門の答>

- 一、59年以前である。以来日本の島のようになっている。空島になり、朝鮮国は不念にしている。今後、双方入り混じると御法度の商売などもするようになる可能性がある。
- 二、先方がいう通りである。

【竹島は蔚陵嶋の事に候由、朝鮮国よく存じ候、此度の返簡の写しに相見え申し候】

【朝鮮国『与地勝覧』二百年前の書と申す書の内、蔚陵嶋の儀、武陵とも羽陵とも申し候、干山、蔚陵は一島のよし見え申し候、竹島と申す名は見えず候事】

【朝鮮国『芝峰類説』八十年前の書と申す書の内、蔚陵嶋の儀、武陵とも羽陵とも、又は干山国とも磯竹島とも申し候、壬辰変後に和人に焚掠され、人住み申さず候、近頃は日本人居住仕り候由申し候との事見え申し候、左候へば壬辰以来日本人の属島まかり成り申し候段、朝鮮國中よく存じ罷りあり候事】

- 三、当方から(対馬から)遠く方向違いでしかとわからぬし、【つぶさには存ぜず候へども、竹島の近所に松嶋と申す島御座候て、彼所へも罷越候て漁仕り所の由、下々の風説に承り候、かの筋へ御尋ね遊ばされ候はば、相知れ申すべき由】

④ その後の直右衛門と用人吉左衛門の対談とそのつどの書面提出の要旨 (内證)

12月15日、12月20日、12月24日、12月25日

- 商売をしている風説⇒ 竹島にて日本人と商売をしている噂あり、現

に人質にした漁民は日本語に通じていた。

- 島へ番人を置くという案⇒ 遠地であり、朝鮮から大勢やってきて追われるようなことならば外聞は悪い。
- 朝鮮国は北京の幕下にある⇒ 事むすほくれば北京が介入してくる可能性あり、日本と手切れしても北京に気遣いをする、日本の金銀は朝鮮を通じて北京へ渡っているし、事大切になることもないだろうが油断はできない。
- 竹島のことで万事むすほくれた場合⇒ 以後大切に成り両国の通用がなくなり、両国の交わりもなくなる。
- 竹島は御用にも立ち申さず⇒ 朝鮮へ遣しに成る。

⑤ 幕府の対応

幕府は対馬藩の報告、聞き取りから調査開始、朝鮮国の書物の確認などを実施
⇒ 松平伯耆守、松平出羽守への調査

元禄8年(1695)1.2月.2.4日 伯耆守【竹島因幡伯耆附属にて無御座候】【竹島松島其外两国へ附属の島無御座候】

元禄9年(1696)1月26日 出羽守【雲州隠州の者自分働きのため、磯竹島へ渡海候の儀、承り不及候、隠州近年の様子存ぜず候】

『磯竹島事略』 編纂年不詳 幕府編集カ 元禄8年～同12年の間

⑤、幕府の結論

① 老中阿部豊後守から呼出し、直右衛門参る 元禄9年(1696)1月9日 (内証)

- 竹島について仲間衆、出羽守(柳沢)右京大夫(佐竹)と内談。
- 伯耆からは因幡伯耆の附属の島ではないと回答。
- 台徳院(2代秀忠)のころ松平新太郎へ奉書を出している。
- 朝鮮の島を日本へ取ったのでもなく、日本人も居住していない。道程も伯耆から百六十里、朝鮮へは四十四里ほどであり、朝鮮の蔚陵嶋である。
- 日本へ取ったという証拠もないから返すなどとする筋でもない。こちらが構わなければよいのである。
- 今後、米子の町人の渡海を禁止する。
- 返簡に蔚陵嶋が書いてあるかないは、あちらに置いて在るならそのままにすればよい。
- 砲採りに行くだけの島で、事むすほくれ年来の通行が途絶えるのは如何かと思う。御威光や或いは武威によって申し勝しても筋の通らないことである。
- 先年の申し越しは只、異国人が重ねて来ないように申されただけのこと

である。この件でおもくれ(くどくど)申さず、少しは食い違っても軽く済むようにした方がよい。⇒日本からの書簡は出さない

②訳官への口上書文面調整

平田直右衛門と用人三沢吉右衛門対談、そのつどの書面提出 (内証)

元禄9年(1696)1月11日、20日、21日

吉右衛門⇒ 軽く相済ましとの事ゆえその心得で訳官の口上で伝えること。今回の決定は朝鮮にとっても結構な事であるから、返礼の書簡は受け取る必要がある。

直右衛門⇒ 朝鮮より書簡で来ないならば、返礼書簡が来ないことも考えられるが、返礼書簡の思し召しがあるなら、対馬が気をつけて取り扱う。

3回の訂正が行われる。

③宗刑部少輔登城 元禄9年(1696)1月28日

*御白書院にて將軍御前、老中列座、戸田山城守から覚書1通渡される。

*口上にて對馬守以前よりの役儀の勞をねぎらわれる。

●口上の覚

【先年より伯州米子の町人兩人竹島へ渡海、今に至り漁致し候といえども、朝鮮人も彼島へ参り獵致し候由、しからば、日本人入り交じり無益の事に候間、向後米子の町人渡海の儀、差し止むべき旨、これを仰せ出だされ、松平伯耆守方へ奉書を以って相達し候、心得として申し達し候 以上】

●訳官への最終口上書

【先年同氏對馬守方より竹島の儀に付き、使者を以って申し達し候処、その節取次ぎの人、使者へ申し聞かされ候趣、帰国のとき、拙子へ申し聞き候故、その趣、今度江戸において御老中まで御物語申し上げ候へば、彼島の儀、因幡伯耆へ附属と申すにてもこれなく、日本へ取り候と申すことにてもこれなく、空島に候ゆえ、伯耆の者罷り渡り漁候までに候、然るところ、近年朝鮮人罷り渡り、入り交じり如何に付き、最前の通り、對馬守方より申し遣し候へ共、朝鮮への道程も近く、伯耆よりは程遠き由に候間、重ねて此方の漁民渡海仕らず様、仰せ付けらるべくとの御事に候間、御誠信の段忝く存ぜらるべく候】

訂正箇所

初回分にあり 【近年朝鮮人罷り渡り入り交じり候故、「以来^{わさわい}殃をも仕出し申すべきかとの御事に付きて」最前の通り】

2度目に加筆 【漁民渡海仕らず様仰せ付けらるべくとの御事に候間「此段朝廷へ宜しく申し達し候、」御誠信の段忝く存ぜられ】

3度目の文にあり 【漁民渡海仕らず様仰せ付けらるべくとの御事に候間「御誠信を以って如此に候間、此段朝廷へ宜しく申し達し候】】

最終文 「朝廷へ申し達し候」が削除、「御誠信の段忝く存ぜらるべく候」が挿入

④朝鮮へ伝達の時期について対馬藩の申出 元禄9年(1696)1月晦日

【訳官罷り渡り候儀、随分差急候様にとの申し遣し候へども、乗り候船は新敷き造り罷り渡り候先例に御座候ゆえ、兎角秋の末、冬に罷り成り申すべきと存じ奉り候、左候はば御案内延引に及ぶべく候】

竹島渡海禁止令発効の過程

対馬藩の交渉

対馬藩家老平田直右衛門の活躍 老中阿部豊後守邸に通う回数12回
元禄8年(1695)11月25日から元禄9年(1696)1月21日
老中用人(主人の意を対して話し合う役割)との事前交渉と説得

対馬藩の底意

幕府の本意を確認し、尚、幕府への忠誠は見せたい
朝鮮との間をこじらせたくない、竹島一件から手を引きたい

対馬藩の説明

竹島は遠い島、朝鮮の蔚陵嶋である
竹島での今後は漁だけでなく双方からの入り交じりで商売が始る可能性あり
朝鮮の裏には北京があり、北京とのもつれになる可能性をにおわせる
あえて、朝鮮王朝の政権抗争を伝えない

幕府の意図

竹島と蔚陵嶋が同一島との確認と所属の確認 ⇒ 朝鮮の書物で確認
朝鮮、北京ともに紛争の火種の回避 ⇒ 通交の確保が重要
日本人と異国人との交わりを排除 ⇒ 商取引、抜荷の根絶 ⇒ 鎖国
書面を交換して島の所属の確約回避 ⇒ 軽く済ませる、口上で伝達

